

第6次出入国管理政策懇談会報告書(概要)

1 経済社会の活性化のための外国人の受入れ

<現状・背景>

- 外国人労働者受入れに関する政府の基本方針は、専門的・技術的分野の外国人は積極的に受け入れるというものである。
- 介護分野等これまで受け入れてこなかった分野の外国人労働者の受入れが求められるようになっている。
- 平成24年に高度人材ポイント制が導入され、平成27年4月には「高度専門職」の在留資格が創設される。

<検討事項等>

- 専門的・技術的分野の外国人を積極的に受け入れるという方針は維持すべきである。
- 我が国の高等教育機関を卒業し、介護福祉士の資格を取得した外国人が就労できるよう、在留資格の整備を進めるべきである。
- 高度人材ポイント制について、利用者の視点に立った効果的な広報を行っていくべきであるほか、生活環境等の改善に向けた政府全体の取組が必要である。

2 人口減少社会における外国人受入れの検討

<現状・背景>

- 我が国は本格的な人口減少社会を迎えている。
- 国内の潜在的な労働力の労働市場参加を原則としつつ、専門的・技術的分野の外国人受入れを進めるため、その具体的内容等を不断に見直していくことが必要である。
- 外国人の受入れは、産業、社会保障、教育、労働市場、治安等に影響することから、総合的な検討が必要である。

<検討事項等>

- まずは出生率の向上や女性、若者や高齢者の活用等に取り組むことが必要である。
- 新たに専門的・技術的分野と評価できる分野等について幅広い観点から検討すべきである。
- 非専門的・技術的分野の受入れは、幅広い観点からの検討が必須であり、懇談会として結論に至っていないが、政府全体として早急に検討が開始されるべきである(懇談会では、積極、慎重それぞれの意見があった。)

3 留学生の受入れ推進

<現状・背景>

- 近年、留学生の受入れ数は増加傾向にあり、政府としても、「留学生30万人計画」を掲げ、2020年をめどに30万人の留学生の受入れを目指している。
- 今後、留学生の更なる受入れを図るには、留学生の卒業後の就職支援が重要な問題の一つとなっている。

<検討事項等>

- 留学生を確保するための方策から、生活環境の整備、学習支援、卒業後の就職支援まで長期的視野に立った幅広い施策に関係省庁が連携して取り組んでいくことが必要である。
- 法務省においても、留学生の適正・円滑な受入れを推進する観点からの取組を継続していくべきである。

4 技能実習制度の見直し

<現状・背景>

- 運用の適正化を前提としつつ、制度の拡大を含め、技能実習制度全体の見直しが求められている。
- 平成26年6月、外国人受入れ制度検討分科会から、見直しの方向性に関する検討結果が報告され、現在、具体的な方策について、法務省・厚生労働省合同有識者懇談会において議論が行われている。

<検討事項等>

- 確実な技能等の修得・移転を図る措置、帰国後のフォローアップ、監理団体による監理の適正化、公的機関による監視体制の強化、送出し機関の適正化、技能実習生に対する人権侵害行為への対応強化等が必要である。
- その上で、実習期間の延長や受入れ人数枠の増加等の制度の拡充を図ることが適当である。さらに、対象職種追加も必要である。

5 共生社会の実現に向けた取組

<現状・背景>

- 外国人の受入れについては、出入国管理行政と外国人との共生社会の実現に向けた施策を車の両輪として推進する必要がある。
- 法務省と市区町村との間で相互に情報の送受信を行っており、市区町村は充実した行政サービスの提供が可能となっている。
- 外国人登録制度の廃止後2年以上経過した現在も、外国人登録原票の開示請求が継続してなされている。

<検討事項等>

- 地方公共団体の取組を参考にしつつ、国としても生活者としての外国人に対する施策等共生社会に向けた取組を積極的に行っていくべきであり、その際には、外国人の人権等への配慮や社会的負担の観点からの検討が必要である。
- 将来的に外国人の家族関係等の証明が困難になる可能性があることを踏まえ、現在以上の情報を管理する場合の行政コスト及び外国人の負担を含め、どのような対応が可能か検討していく必要がある。

6 観光立国実現に向けた取組

<現状・背景>

- 我が国の訪日外国人数は、平成25年に初めて1,000万人を突破した。
- 今後、観光立国実現に向けた更なる出入国手続の迅速化・円滑化への取組が必要となっている。

<検討事項等>

- 平成26年の入管法改正に盛り込まれた「信頼できる渡航者」の自動化ゲート利用やクルーズ船の外国人旅客を対象とした「船舶観光上陸許可」制度の円滑な実施等が必要である。
- 顔認証技術の実証実験結果を踏まえ、日本人の出帰国審査への顔認証技術導入について、速やかに検討を進めるべきである。

7 不法滞在外国人縮減のための取組

<現状・背景>

- 厳格な入国審査、摘発の推進等により、不法残留者は大幅に減少している。
- 不法残留者の小口・分散化により摘発が困難となってきたことに加え、不正な手段で在留資格を得る偽装滞在の事案が顕在化している。
- 長期間収容されている者や被仮放免者が大幅に増加している。

<検討事項等>

- 厳格な入国審査の実施等により不法残留者の発生を防止することが重要であり、総合的な不法滞在者・偽装滞在者対策を推進する必要がある。
- 関係機関との連携強化や臨船審査を行う等、水際対策の一層の強化が必要である。
- チャーター機の活用等、早期送還に向け更なる取組を積極的に進めるべきである。
- 不法滞在者の出頭を促す施策も重要である。

8 難民認定制度に関する検討

<現状・背景>

- 我が国の難民認定数は、申請数や諸外国の認定数と比べて少ないとの指摘がある。
- 近年、申請数の急増が制度圧迫の主要因となっており、中には、我が国での就労等を目的とした濫用的な申請が含まれている。
- 申請数の増加により、真の難民の迅速な庇護に支障が生じることが懸念されており、その解決が喫緊の課題となっている。

<検討事項等>

- 真に庇護すべき者とそれには該当しない者を明確に区別し、それぞれの事案の内容に応じた適正・迅速な案件処理を行うべきである。
- 国際社会の動向等を踏まえ、庇護すべき者を的確に庇護するための検討を進めるべきである。
- 明らかに難民該当性がない申請や、同様の主張を繰り返す再申請、退去強制による送還回避を企図する申請等を抑制するべきである。